資料３

(案)

千葉市条例第　　号

千葉市ケアラー支援条例

人は生涯において、誰もがケアを受ける側にもケアを担う側にもなり得ます。ケアは社会を支えるために不可欠で尊重されるべきものであり、ケアラーもまた尊重されるべきです。

そのため、ケアラーだけに負担が集中し、社会から孤立することによって、心身の健康を害したり、人生の選択に困難が生じ、自分らしい生活を諦めたりするようなことがあってはなりません。

ケアを必要としている人は多岐にわたり、ケアの要因及び範囲は拡大しています。

その一方で、依然としてケアは家族が担うべきものという認識が根強く残っており、家庭の問題として表面化しにくいうえ、自らがケアラーであることを認識するのは困難です。また、家族のケアを日常的に担うきょうだい児を含む子どもであるヤングケアラー、進学や就職の選択、キャリア形成などに関わる人生の重要な移行期においてケアを担う若者ケアラーなど、家族の役割や在り方が大きく変容してきたことに伴いケアラーの属性も若年化・多様化し、それぞれが深刻な課題に直面しています。

このような状況を踏まえ、千葉市は、ケアラーやケア対象者が抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会問題として認識し、ケアラーやケア対象者の声を政策に反映し、誰一人取り残すことなく、全てのケアラーが希望をもって自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、ケアラー及びケア対象者を社会全体で支えるため、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定め、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図り、もって全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる

地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）ケア　介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。

（２）ケアラー　高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者をいう。

（３）ヤングケアラー　ケアラーのうち、１８歳未満の者をいう。

（４）若者ケアラー　ケアラーのうち、１８歳以上おおむね４０歳未満の者をいう。

（５）ケア対象者　ケアラーからケアを受ける者をいう。

（６）市民等　市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。

（７）事業者　市内において事業活動を行う者をいう。

（８）関係機関　介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関わり又は関わる可能性がある機関をいう。

（９）学校等　関係機関のうち、ヤングケアラー及び若者ケアラーと関わり又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。

（10）民間支援団体　ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第３条　市におけるケアラー支援は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

（１）全てのケアラーとケア対象者が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われるべきものであること。

（２）市、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われるべきものであること。

（３）ヤングケアラーに対する支援については、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるように行われるべきものであること。

（４）若者ケアラーに対する支援については、若者ケアラーとしての時期が様々なライフイベントと重なることに鑑み、自らの能力を希望に応じて社会の中で発揮する機会が確保され、かつ、生活の基盤の安定が図られるように行われるべきものであること。

（５）ヤングケアラーが若者ケアラーとなる場合など、ケアラーの年齢及び境遇、ケアの内容等ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われるべきものであること。

（市の責務）

第４条　市は、基本理念にのっとり、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　市は、ケアラーの早期把握に努めるものとする。

３　市は、第１項の施策及び前項の早期把握を円滑に実施することができるよう、市民等、事業者、関係機関、民間支援団体等と相互に連携し、及び協力するものとする。

（市民等の役割）

第５条　市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、

当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第７条　関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、その業務を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

２　関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、ケアラーの早期把握に努めるとともに、業務を通じて関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、当該ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

３　関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第８条　学校等は、前条第２項に規定するもののほか、ヤングケアラー及び若者ケアラーの意向を尊重しつつ、教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

２　学校等は、前条第３項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラー及び若者ケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

（ケアラー支援に関する施策）

第９条　市は、ケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

（１）相談支援体制の整備及び周知に関すること。

（２）ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。

（３）ケアラーが休息、休養その他の事由によりケアができなくなった場合の、一時的にケアを提供する取組その他のケアラーの負担を軽減するために必要な支援に関すること。

（４）ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関すること。

（５）ケアラー同士の交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。

（６）学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関すること。

（７）前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援のために必要な事項に関すること。

（広報及び啓発）

第１０条　市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、市民等、事業者及び関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（体制の整備）

第１１条　市は、この条例に基づく施策を推進するため、当該施策を総合的かつ計画的に実施する体制及び市、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

２　市は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、関係部局が横断的に連携するための協議の場を設けるとともに、適宜その実施状況について検討し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第１２条　市は、この条例に基づく施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（議会への報告）

第１３条　市長は、千葉市議会からの要求があったときは、この条例に基づく施策の実施状況を取りまとめ、その概要を千葉市議会に報告するものとする。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（案）

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。